

苫小牧市立北星小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

「いじめは、決して許されない行為」である。また、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識をもち、未然防止、早期発見及び事案対処することが重要である。このような認識に立ち、本校では、すべての児童がいじめを絶対に許さず、見逃さず、良好な人間関係のもと、日々の学習やその他の活動に意欲的に取り組むことができるように、全教職員が一致団結して「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりうることを踏まえて対応する。
- ・ 事案に応じては「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する。
- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 様々な状況の児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

（1）いじめの防止

児童は、いじめが行われなくなるように取り組む。

（2）学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見・事案対処に取り組む。

（3）いじめの認知と解消

①認知したいじめを次のA～Dの4区分に分類して把握する。

②認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

		いじめに係る行為		
		止んでいない	止んでいる	
			3か月未満	3か月以上
被害児童の 心身の苦痛	あ る	A	B	
	な い		C	D

A～要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態

B～要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童が心身の苦痛を感じている状態

C～見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）が経過していない状態

D～解 消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていないが、いじめに係る行為が止んでから相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）が経過している状態（「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。）

2 いじめ防止等の基本的な考え方

- (1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり、児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。また、児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努めるとともに、きめ細やかな観察、声掛けなど様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、SSW や関係機関、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで展開するとともに、事後の指導に当たっては保護者と十分に連携・協力する。
- (6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成度や改善の取組の評価を行う。
- (7) 学校いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止プログラム、対処プランを策定し、ホームページや学校だより等で公表し、児童や保護者に周知させる。
- (8) 本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・学年年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明するとともに、年度途中の転入等の場合も、同様に当該児童及びその保護者に説明し、周知徹底を図る。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、教務主任、養護教諭、該当学年主任・学年担任、特別支援教育コーディネーター、必要に応じ、スクールソーシャルワーカー、こども相談援課相談員等

②開催

(ア) 4・5・7・11・12・2月に定例会を開催する。

(イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。

③役割

(ア) 本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

(イ) いじめの相談・通報の窓口となる。

(ウ) 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」で情報共有する。

(エ) 的確にいじめの疑いに関する情報の共有を行い、いじめの有無の確認をする。

(オ) いじめに対して組織的に指導・支援体制を組む。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施

①アンケート調査の取扱いについては、平成28年4月26日付け苦教指第58号通知「いじめに係るアンケート調査の調査票等の保管について」に基づき保管する。

(3) いじめの相談体制の整備

①定期的な教育相談の設定

②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用

② いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

相談機関	連絡先
北海道子ども相談支援センター	0120-3382-56
胆振教育局教育相談電話	0143-22-6594
子ども専用悩みごと相談メール（苫小牧市）	kyoiku-soudan@city.tomakomai.hokkaido.jp

子ども専用悩みごと相談電話（苫小牧市）	0 1 4 4－3 2－0 0 2 2
チャイルドラインほっかいどう	0 1 2 0－9 9－7 7 7 7

（４）いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

（６）いじめ（事案）の具体的な対応

①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。

②いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。

（７）重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間３０日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。

②当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。

③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。

④調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

４ 学校いじめ基本方針の評価等について

（１）本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。

①校内研修の取組

②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組

③いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組

（２）いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

（３）ＰＤＣＡサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

（４）国、道及び市の基本方針見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる。